

暮らしを元気に！ 地域を元気に！



# 定額給付金を 給付します

給付までの流れ

市から申請書が届く

(4月6日に発送)



申請書に記入して  
市へ返送してください

市で申請内容を確認し、  
振り込み手続きを開始

口座へ  
振り込みます



給付金の申請は郵送で、給付は口座への振り込みになります。原則、窓口での現金給付は行いません。※口座振り込みでの給付金受け取りが困難な場合はご相談ください。

## ●給付対象者

平成21年2月1日(基準日)において、次のいずれかに該当するかた  
(1) 秋田市に住民登録しているかた  
(2) 秋田市に外国人登録しているかたのうち、特別永住者や在留資格があるかた

## ●給付額

1人につき1万2千円

ただし、基準日時点で65歳以上のかたと18歳以下のかたは1人2万円になります。

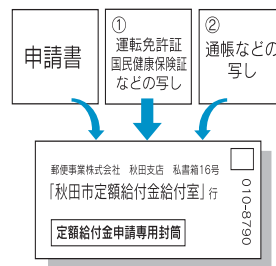
※65歳以上のかたとは、昭和19年2月2日以前に生まれたかたで、18歳以下のかたとは、平成2年2月2日以降に生まれたかたです。

## ●手続き方法

申請は郵送で

4月6日(月)に、市から世帯主あてに申請書をお送りします。申請書へ口座番号などの必要事項を書いて、①本人確認書類と②振り込みを希望する通帳などの写しを添付し、同封する返信用封筒で市へ返送してください。

さい。返送する前に、記入漏れがないか、必要書類①と②が添付されているか確認してください。



返信用の封筒でお送りください

申請期限は10月6日(火)です。

期限以降の申請はできませんので、手続きをお忘れなく。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意を！

定額給付金に関して、次のことに十分ご注意ください。



●市町村や県、総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。

●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません。

●市町村や県、総務省などが定額給付金の給付のために、手数料など



## 子育て応援 特別手当を 支給します

子育て負担への支援として、下記の対象のかたに、子育て応援特別手当を支給します(原則、口座振り込み)。

### 対象

平成21年2月1日現在、秋田市に住民登録していて、次の①～③のいずれかに該当するお子さんがいる世帯主

- ①同一世帯の平成2年4月2日～平成17年4月1日生まれの子どもだけで数えて2人目以降で、平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子
- ②第1子が別居している場合でも、同じ世帯主に扶養され、かつ、①の条件を満たしている子
- ③外国人登録をしていて、①の条件を満たしている子(短期滞在者を除く)

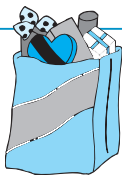
### 助成額

対象児童1人あたり36,000円

### 申請方法

3月下旬に、対象世帯に申請書をお送りしました。対象世帯で申請書が届いていないかたは、児童家庭課へご連絡ください。申請書は、9月24日(木)まで児童家庭課へ郵送するか、直接お持ちください。

**問い合わせ** 児童家庭課 ☎(866)2094



## 定額給付金は 地元商店で!

秋田市商店街連盟、秋田商工会議所、河辺雄和商工会、秋田市飲食店組合環同連合会では、定額給付金の給付に合わせ、特別セールを企画しています。地元の参加店で買い物や食事などに一定額使うと、豪華景品が当たる抽選券をさしあげます。詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 秋田商工会議所 ☎(866)6676  
秋田市商業観光課 ☎(866)2429



## 給付金の問い合わせは 特設ダイヤルへどうぞ

定額給付金の制度や申請方法などでご不明な点がある場合は、下記の特設ダイヤルへおかけください。

問い合わせの際は、番号をお間違えないようご確認ください。また、時間帯によって電話がつながりにくい場合があります。時間帯をずらすなどして、おかけ直してください。



定額給付金特設ダイヤル(通話料無料)

# 0120-858-758

(土・日、祝日を除く。午前8時30分～午後5時30分)



## 相談窓口を設置します

市では、申請書の記載方法や「口座振り込みでの給付金受け取りが困難」など、申請方法に関する相談に応じるため、相談窓口を設置します。

**日時** ▶ 4月13日(月)から、午前9時～午後5時  
(土・日、祝日を除く)

### 会場

- ▶ 山王21ビル1階  
\* 駐車場がありませんので、バスなどでお越しください。
- ▶ 土崎・新屋支所
- ▶ 河辺・雄和市民センター
- ▶ 岩見三内・大正寺連絡所



市ホームページにも、多く寄せられる質問の回答を掲載しています。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/pl/fb/>

の振り込みを求めることは絶対にありません。

●市町村や県、総務省などが、住民のみなさんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を経由して照会することは絶対にありません。

●ご自宅や職場などに、市町村や県、総務省の職員などがかたつた電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず、定額給付金給付室や警察相談電話、または最寄りの警察署へご連絡ください。

◆秋田市定額給付金給付室  
☎(0966)8829

Eメール [teigaku@city.akita.lg.jp](mailto:teigaku@city.akita.lg.jp)

◆秋田県警察本部  
警察相談電話#9110